様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４１２１１８０４９０

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　熊本県宇城市小川町南小野１２１３番地１

氏　　名　株式会社前﨑産業
代表取締役　前﨑　国男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義　佐賀県知事印

許可の年月日　　令和　６年（２０２４年）１１月　７日

許可の有効年月日　　令和１１年（２０２９年）１１月　６日

１．事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
破　　砕	がれき類（コンクリート廃材及びアスファルト廃材に限る。）　以上１種類

２．事業の用に供するすべての施設

種　　類	破砕施設（移動式）
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
保管場所	熊本県宇城市豊野町山崎字小山４８９番、５３１番２
設置年月日	令和５年７月２３日
処理能力	６８０ｔ／日（８時間）
許可年月日	令和６年７月１０日
許可番号	佐賀県指令６循環第１４号

３．許可の条件
県内の排出事業場内での作業に限る。

４．許可の更新又は変更の状況
令和　６年１１月　７日　新規許可　　以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無
無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。